

令和7年3月10日

地域密着型サービス事業者 様
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者 様

北アルプス広域連合
広域連合長 牛越 徹
(公印省略)

令和7年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について (通知)

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、御礼申し上げます。

介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者等は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第19号)、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」(平成12年厚生省告示第21号)、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第127号)及び「厚生労働大臣が定める基準」(平成27年厚生労働省告示第95号)に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和7年度分)」(令和7年2月7日付け老発0207第5号厚生労働省老健局長通知)に基づき、下記により計画書を提出してください。

記

1. 令和7年度介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書の提出について

算定要件の弾力化に伴う様式変更に伴い、令和7年4月又は5月から算定する場合の計画書提出期限を変更します。

(1) 提出期限

①令和7年4・5月から算定を開始する場合・・・**令和7年4月15日(火)まで**

※令和7年4月16日(水)以降に提出した場合は、同年6月分からの算定となります。

②令和7年6月以降新たに算定を開始する場合・・・加算取得開始月の前々月の末日

※令和7年7月サービス提供分から算定する場合は令和7年5月30日(金)までの提出

(2) 計画書様式等

別添の様式を使用してください。(後日当広域連合のホームページにも掲載いたします。)

※別紙様式2の基本情報入力シート項目1の「提出の目的」で「加算様式を指定権者に提出」を選択、「加算様式の提出先(例:〇〇県、〇〇市、〇〇町、〇〇広域連合)」に指定権者を入力してください。

(3) 提出方法

電子メール又は書面（書面の場合は1部ご提出ください。）

当広域連合の宛先

北アルプス広域連合介護福祉課介護保険係

〒398-0002 大町市大町 1058-33 北アルプス市町村会館内

E-mail : kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp

※提出にあたっては長野県ホームページもご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenshien20250306.html>

(4) 留意事項

計画書に記載する事業所・施設を指定する指定権者（長野県、市町村・広域連合）に対して提出してください。複数の事業所を開設する法人等が、複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合又は法人等一括で作成する場合には、同一の計画書を各指定権者へ提出することとなります。

2. 令和7年度体制届の提出について

(1) 提出期限

①令和7年4・5月から算定を開始する場合・・・令和7年4月1日（火）まで

※計画書と提出期限が異なりますのでご注意ください。

②令和7年6月以降新たに算定を開始する場合・・・加算取得開始月の前々月の末日

※令和7年7月サービス提供分から算定する場合は令和7年5月30日（金）までの提出

※他の加算内容を変更する場合は、通常どおり算定する月の前月15日まで（認知症対応型共同生活介護は当月1日まで）に、必要な添付書類を添えてご提出ください。

(2) 提出方法

・電子メール又は書面（書面の場合は1部ご提出ください。）

当広域連合の宛先

北アルプス広域連合介護福祉課介護保険係

〒398-0002 大町市大町 1058-33 北アルプス市町村会館内

E-mail : kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp

(3) 提出書類

① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3-2）

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 36）

② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-3）

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-4）

※令和 6 年 2 月 20 日に送信したメールにて、「体制届の内容に変更のある事業所のみご提出ください。」とご案内いたしましたが、令和 6 年度の介護職員等処遇改善加算の区分と変更のない法人・事業所においても①及び②のご提出をお願いいたします。(以前から当該加算を算定していない法人・事業所は提出不要ですが、算定を辞める場合はご提出ください。) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-3）及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-4）は、全ての加算項目の算定状況を記載していただきますようお願いいたします。

3. その他

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境改善等事業補助金についてのご質問は、以下の厚生労働省コールセンターにお問い合わせください。

○介護職員等処遇改善加算等厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

※介護人材確保・職場環境改善等事業補助金については、各保健福祉事務所にもお問い合わせいただけます。

北アルプス広域連合

担当：介護福祉課介護保険係

電話：0261-22-7196 FAX：0261-22-7011

E-mail：kaigo@kita-alps.omachi.nagano.jp